

交通反則通告制度
令和8年4月1日から導入

自転車 歩道を通行できる条件と ルールについて

自転車で歩道を通行できる条件

自転車は、車道の左側を通行することが原則ですが、以下のいずれかに当てはまる場合は歩道を通行できます。

条件 1

運転者が12歳以下または70歳以上であるとき、若しくは車道通行に支障がある身体障害者であるとき

条件 2

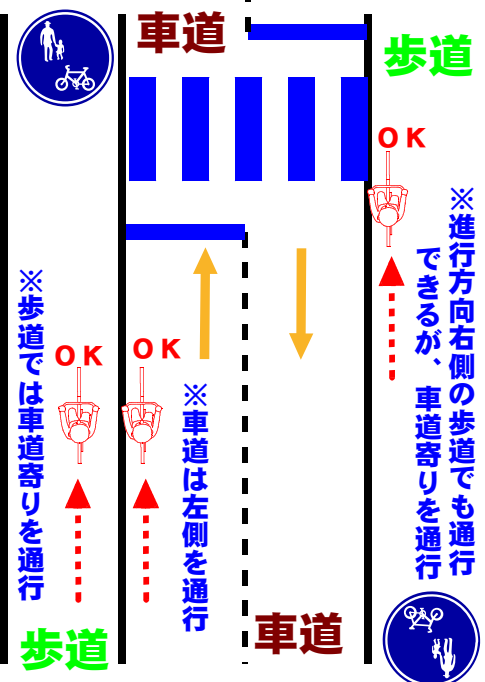


この標識あれば歩道を通行できる

道路標識等で自転車が歩道を通行できるとされているとき

条件 3

車道または交通の状況に照らして、通行の安全を確保するため自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき



歩道通行の方法

- 進行方向に向かって左右どちらの歩道でも通行できますが、歩道を通行する際は、車道寄りを徐行してください
- 歩行者の通行を妨げることになる場合は、一時停止してください
- 鹿角警察署管内では、車道に自転車通行帯が標示されているところはありません。安全確保のため、歩道を通行できる場合は、歩道上の交通ルールを守って通行しましょう。



鹿角警察署

